日野市議会会議録

昭和61年第2回臨時会

第24号

7月25日開会

7月25日閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354
1545935

昭和61年　第

7月25日　（金曜日）　会議録

程、議

日野市議会/会議録
61年第2・臨
1545935

次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

中央図書館 ひまわり号	電話代 81－7354
多摩平児童図書館	電話 81－4744
高幡図書館	電話 91－7322
日野図書館	電話 84－0467
社会教育センター図書館	電話 83－2561
平山図書館	電話 91－7772
百草台児童図書館	電話呼 91－7001
市政図書室（市役所内）	電話呼 85－1111（内490）

内図M－31－8（80×120）　上45　庁内印刷

1545935

昭和61年　第2回臨時会日程

7月25日　（金曜日）　会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、議案審査報告

日野市議会会議録
61年第2・臨
1545935

1545935

昭和６１年
第２回臨時会

日野市議会会議録目次

○７月２５日 金曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
（議案上程）
議案第７５号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 5
（議案審査報告）
議案第７５号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 25
（議案上程）
議員提出議案第５号 国民健康保険事業の財政健全化についての意見書 …… 30
閉会 …… 31

7月25日　金曜日　（第1日）

昭和61年
第2回臨時会

日野市議会会議録（第24号）

7月25日　金曜日　（第1日）

出席議員（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	17番	籏野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員

16番　高橋徳次君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎　彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野　隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場　守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和６１年７月２５日（金）

午前１０時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名

日程第　2　会期の決定

（議案上程）

日程第　3　議案第７５号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（議案審査報告）

日程第　4　議案第７５号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（議案上程）

追加日程第１　議員提出議案第５号　国民健康保険事業の財政健全化についての意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第４及び追加日程第１まで

午前１０時１９分開会

○議長（黒川重憲君）　これより昭和６１年第２回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第８１条の規定により議長において

７番　福　島　盛之助　君

８番　福　島　敏　雄　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君）　おはようございます。昭和６１年第２回臨時議会の運営につきまして、去る７月１８日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果についての御報告を申し上げます。

既に御承知のことと思われますが、今回の臨時議会に付託されます議案は、第７５号の国民健康保険条例の一部改正１件であります。したがいまして、本件の取り扱いにつきましては、関係委員会に付託し、審議していただくことになりました。

会期でございますが、議事日程を踏まえまして、本日１日といたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日１日と決定いたしました。

これより議案第７５号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日は時局柄御多忙のところ、国民健康保険関係議案をもって臨時会をお願いすることといたしました。よろしくお願いをいたします。

議案第７５号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、保険税及び助産費の給付の額を引き上げるため、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議、決定をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、私から議案の説明をさせていただきます。

日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。御承知のように最近の国保を取り巻く情勢につきましては、高齢化の進展、疾病構造の変化、あるいは高度医療の進歩等によりまして、医療費が急増しております。この中で、さらに関連の老人保健拠出金の増加、あるいは退職者医養制度の創設に伴いましての国庫負担金の大幅な削減等の影響によりまして、国保の財政は、日野市としても例外ではございませんで、大変厳しいものとなっておる状況でございます。

申し上げるまでもなく、国保事業の運営につきましては、国庫支出金と保険税で補うのが原則でございますけれども、被保険者の構成等も考慮いたしまして、従来から一般財源を繰り入れまして、その措置を行ってきたというところでございます。従来一般会計からの繰り入れにつきましては、被保険者あたり一人5,０００円、この程度としておったわけでございますけれども、５９年度につきましては、一人当たりの繰り入れが6,２７０円、さらに６０年度におきましては、一人当たりの繰り入れが、一般会計からの繰り入れでございますけれども、13,730円と急激な伸びとなってきておるわけでございます。したがいまして、一般財源にも重大な影響を及ぼす、という結果に相なっておるわけでございます。今回これら諸般の情勢を踏まえまして、保険税の改正をいたしたく去る４月の２４日に国保運営協議会に税の値上げにつきまして諮問をいたしたわけでございます。以来国保運営協議会におきましては、前後５回にわたりまして、慎重に御審議をいただき、去る７月１５日の日に国保運営協議会長より答申がなされたわけでございます。今回この答申に沿いまして、保険税の一部を改正する条例案を提出いたしました。このようなわけでございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりまして説明をさせていただきたい、かように存じます。

新旧対照表でございます。まず第５条の５でございますが、助産費の関係でございます。従来の１０万円の支給を１３万円、このようにお願いをしたいというものでございます。支給額の増ということでございます。

次に税の関係でございます。第１０条、税の上限でございますが、限度額を現時点での２４万円を３１万円にいたしたい、ということでございます。この３１万円につきましては、御承知のとおり、地方税法上では３７万円が限度額というようなことになっておりますけれども、３１万円の数値につきましては、２６市のほぼ平均額でございます。

それから、１１条につきましては、所得割額でございますけれども、従来の１００分の3.3を１００分の3.6とさせていただきたい、かように考えているわけでございます。

次に１３条でございます。これは被保険者の均等割でございますけれども、現時点の3,240円を7,６８０円にということでございます。

次の１７条関係につきましては、均等割額のいわゆる地方税法上に定めますところの低所得者に対する軽減措置に関するものでございます。１につきましては６割軽減、２につきましては４割軽減、つまり1,９４４円を4,６０８円にする、これが６割軽減、1,２９６円を3,０７２円これが４割軽減ということでございます。

本改正案によりましての税率につきましては、全体で２5.1％のアップ率でございます。保険税の収入予定額でございますけれども、調定額におきまして、約２億5,１００万円を予定しておるわけでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　今、市民部長の説明の中にもあったわけですけれども、５９年の一般財源からの繰入金が決算で約２億弱という数字のように承知しております。６０年の決算見込み額によりますと、約４億4,０００万という数値になります。最終的には赤字額は約５億に達するのではないか、というふうに言われております。

国保の被保険者の１人当たりの大体一般財源からの繰入額が、どの辺が妥当であろうか、と

いうことについては、いろいろ議論があるようですが、今、市民部長から言われたように、約１人当たり5,０００円ぐらいがというようなことが、常識的に言われているわけです。5,000円ということになりますと、国保の被保険者がたしか３万円の幾らか上という数字でありますので、総体で１億5,０００万から2,０００万ぐらいが妥当な数字ではないかというように解釈してもいいかと思うんですが、今言ったように６０年度決算では４億4,０００万という数字はいかにも行政の公平ということからいっても多過ぎるのではないかというように判断してもいいかと思います。

この比較表によりますと、この保険料の改正によって、増収見込み額が、約２億のちょっと上ということのようでありますけれども、６１年度も今言ったような医療費の高騰というようなこともありまして、最終的な見通しはどのようになるのか、この改正によってどの程度一般財源からの繰り入れが減らせるのか、そういう見通しはどうか。あるいは将来またこの程度の改正で当分済まされるのか、あるいは再度の値上げが必要になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　　それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり、5,０００円という一般会計からの繰り入れでございますけれども、これは５８年ごろのたしか状況だったと思います。それから、御承知のとおり医療費というものが、毎年毎年急激な増加をしてまいった、ということでございます。例えば昨年のちょうど１年前でございますけれども、４月の医療費と１年過ぎたことしの４月の医療費を比べますと、何と２５％の伸びがございます。このような関係でこの二、三年の医療費の伸びというものが、非常に急激に伸びておる、ということがいえるのではなかろうかと思っております。

それで、御質問でございますけれども、幾らぐらいが妥当かということでございますけれども、非常に難しい問題でございますけれども、私の事務的なサイドといたしましては、できることならば、当時の伸びから考えますと、一般会計からの１人当たりの繰り入れと申しますのは、約5,０００円というわけにいきませんので、伸びから勘案しますと、１万円ぐらいいただかないと、ということがまず頭に浮かびます。

それで、御質問の趣旨でございますけれども、６１年度、これからの状況でございます。こ

の条例案を議決していただきますと、先ほど申しましたように、２億5,１００万円収入見込めるわけでございます。これをさらに私どもの試算といたしましては、６１年度の伸びが前年度と同じくらいということを考えますと、さらに一般会計からこの値上げをしていただいても、8,０００万から１億円ぐらいはいただかなければ、ちょっと国保の財政が厳しいだろう、このように考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　籏野行雄君。

○１７番（籏野行雄君）　　ちょっとお聞きしたいんですが、今8,０００万から１億という数字はどういう数字なんですか、繰入額があるということは……。

○議長（黒川重憲君）　　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　　8,０００万と申しますのは、ことし６１年度で既に３億8,８００万円いただいております、当初予算で。それから逆算していきますと、６１年度の見込み額が４億6,９００万円ばかり出るのではなかろうか、まだ仮定でございますけれども。そういうようなことから逆算していきますと、約やっぱり8,０００万円ぐらい不足してくる、というふうに事務的には考えておるわけでございます。

当初予算にも既に一般会計から繰り入れをしておりますので、それをさらに最終的な支出から差し引きますと、それだけまだ足らないだろう、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　　籏野行雄君。

○１７番（籏野行雄君）　　一つに公共料金にしてもそうなんですけれども、あるいは税金にしてもそうなんですけれども、市民の急激な負担増につながるような値上げはすべきではない、ということが原則であると思うんです。ここでかなり大幅な値上げを強いられなければならないということは、この原則からいうと、いささか不穏当ではないか、と思うわけです。国保の財政状況が非常に悪化しているということは事実でありますし、こうなるということは、ある程度かなり前に予測できたと思うわけです。その時点で将来見通しなり、あるいは計画的に小幅な値上げをもっと以前にすべきだった、そうすればこのような大幅な値上げをしなくて済んだのではないか、このようにも考えられるわけですけれども、市長はこの辺どう解釈されておりますか。質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　ここ、ごく数年の間こういう大きな制度の変更と、それから国庫負担の削減がひびいてきておるわけであります。確かに毎年現状を正確に認識をして、小幅であっても原則になるべくかなうような措置をとっていくということは、一つの大切な手法でありますけれど、また、それぞれそのときの情勢のこともありまして、頑張れるだけ頑張ってみるということも、また行政施策にはあり得るわけでありまして、今回は、一昨年から比較しまして、非常に状況が深刻になった。昨年あたり値上げをしておけばこういうことは少なかっただろう、というふうにもとれないわけではありませんが、結果、こういうことである、というふうに御理解をお願いする以外にありません。

今回の措置といえども、それでは満たして十分かというと、そうではないわけでありまして、来年も値上げといいますか、税率、税額のアップの必然性は絶えず背景にある、ということも申し上げておかなければならないと思っております。国民健康保険事業自体、国民皆保険の中のすぐれた一つの制度でございますから、健全にこれを維持発展をさせるためには、被保険者自身の健康に対します自己管理、また、医療機関側の医療サービスについての責任感、また、自治体としての一面の施策、こういうことがそれぞれに関連し合いますので、今後そのような努力を必要とする、というふうに考えております。

一面、最近、きょうの新聞にも出ておるようでありますが、各自治体が経営することが果たして妥当であるか、もっと広域的な一つのバランスが保てる、そういう規模でやることが適当ではないか、という論議も市長会から出しておるわけであります。きょうの新聞では、新しい政府の厚生大臣が、県単位の経営を考えたい、このような発言もされております。自治体として、果たしてそれがいいかどうかということが、また一面、自治の主体性から考えますと、あるわけでありますが、いずれにいたしましても、私は正しい発展を遂げるためには、自治事業それぞれその性格に基づいて独立採算を前提として責任を全うしていく、ということが大切だと、このように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　籏野行雄君。

○１７番（籏野行雄君）　いずれにしても、行政というのは、ある程度先を見通して先取りをする、というような姿勢が必要であると思います。後を追っていくということでは困るわけであります。具体的に６０年度においても、非常に他の市に比べて、あるいは２３区に比べて、税額が低過ぎるということで、都からの補助金は減額されている、というような事情も

あるわけです。そのようなことでは、市民にとっても、市にとっても、非常にマイナスであるわけです。その辺をこれからも検討の一つの要素として考えてもらいたい、このことを要望しておきます。

今一つ質問したいんですけれども、どうも、こういうような保険税の大幅な値上げというような提案をされるについて、市長は、議会についての対応を今少し慎重なり、積極的にしてもらいたいということを要望しておきたいと思います。最近の例では、３月議会では、一般会計の予算の実質的には原案否決、修正案可決というような事態があったわけであります。余り好ましい理事者としては事態ではないか、と思いますし、６月議会では教育委員の任命について、せっかく具体的な名前を出しておきながら、またそれを引っ込めざるを得なかった、というようなこともあるわけであります。何かそういうことになったのは、一つは市長なり理事者の議会軽視の考え方の一つのあらわれではないか、と思うわけであります。

今回のこの保険税の値上げの議案にしても、いつかこれは２６市のどの市のことだったか忘れましたけれども、こういうことが新聞に載っておりました。値上げについて了解を得るために、市長が先頭に立って各会派に相当時間をかけて了解工作をした、大変であった、というようなことが載っておったことを記憶しております。そのような行政姿勢議会に対する対応が必要ではないかと思うわけであります。

中央において、よく野党が何でも反対、反対のための反対というような姿勢をとっているようでありますけれども、我々市議会においては、野党ではありますけれども、そのようなかたくなな姿勢をとっているわけじゃないんです。是は是、非は非として、賛成すべきときには賛成する、反対すべきときには反対する、というような意向で臨んでおるわけでありますけれども、市長はそれに対して、それなりのひとつ姿勢を持って臨んでもらいたい、このことを要望し、市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もちろん議会軽視などということは、全く意識の中にないわけでございますが、至らない点もあろうかと存じております。本件につきましては、できるだけ各会派にも事前に説明をさせていただいた、という経路がございますが、なかなか値上げ議案というのは、どなたも御苦労いただくわけでございますので、これからも最善の努力をしてお願いをする考えでございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も国民健康保険の協議会のメンバーですから、こういうことは控えた方がよろしいかと思いますけれども、こういう問題については、大変私たち自身も頭を痛めて協議した議案であるために、あえて質問させていただきます。

こうして、短期間にこの値上げの問題が出てまいりまして、私もたまたま驚いていたわけであります。と申しますのは、このある市議会の選挙のときに、ある政党のチラシの中には、国保の値上げをしないという文章がありました。私は見ました。そういうことで私はこの市長がそのために値上げをしなかったのかな、と私は考えていたわけであります。私も日野に住んでる人間でありますから、理事者側に余り強くそれはだめだ、とは私自身も言えません。といいますのは、これは足りない分は一般税の方から当然これを補わなければならないからであります。私は、そういう面において、やはりこの値上げの問題については、慎重に審議していただきたい。そして、市民にも納得できるような方法で値上げをすることが望ましい、と思うわけであります。

そして、私はこの保険税の値上げの方法は、応益割と応納割があるわけですね。応納割というのは、これは所得割は住民税の中からの算出であります。そして、資産割というのは、固定資産税からの算出であります。こういうことから見まして、この日野市にある企業を富士通ファナックなんか大事にしたら７億円の日野市に税率が入るということであるならば２億数百万のお金はだまっていたって国民健康保険にこの繰り入れることができるわけであります。そういう面で、やはり市長というのは、日野市のやはりこの日野市の自治体の長であり、経営者だと私は思うわけです。そういう面で、この企業からいかにこういう税率の方法も考えて、国民健康保険の中に組み入れるか、これは市長自身の手腕であると私は思うわけであります。そういう面で、ぜひ市長が企業とも交流を持つようにして、そして、企業で困っているようなことも取り入れながら密にしていくならば、こういう富士通ファナックのようなこの形態はなかったのではないか、と私自身思うわけであります。

そういう面で、ぜひ、この確かにこれを見ますと低い所得の人は、負担が多過ぎる面があるんです。そういう面は、やはり経営者として、やはりこの国民健康保険の方に割り振りできるような税率を確保する、というのが市長の役目ではないか、私痛切に感じているわけであります。そういう面で、ぜひこういう値上げという問題は、繰り返しますが、短期間に押しつけのような仕事ではなくて、時間をかけてだれもが納得するような方法でやっていただきたい、というのが私の願いであります。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君、答弁はよろしいんですか。

○６番（天野輝男君）　それで、できれば少なくとも企業の方ともう少し連絡を密にして、そして企業の意向もくみながら税金を少しでも余計に日野市に納めていただけるような方法をとっていただきたい。そういうようなことでぜひそのようなところも踏まえて努力をしていただきたいと思います。その、ちょっと答弁ができたらしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体も経営でございますから、入るをはかって出るを制する、大原則はあるわけであります。したがって、その入るをはかる方の努力で企業に対します適正課税ということもお願いをするわけでありますし、また、立地につきまして、一方には発展を願い、一方にはまた応分の義務をお願いをする、という関係ですから、企業戦略が、なるべく日野市を中心にしてお考えいただくということは望ましいことだ、と思っております。そのようにこれまでもやってまいりましたし、今後もそのつもりでおります。それには別段の御指摘に対するそれ以上の答えはございません。

それから、国民健康保険という一つの福祉行政でございますが、確かに今までは老齢者、あるいは所得の少ない経営者、あるいは個人のおられた一つの集団といいますか、一つの階層という範囲がございます。したがって、若干の一般会計から繰り出し、つまり他の納税をそちらに支援をする、お見舞いをするということは、今までやってきたとおりでございますが、一方に、例えば老人の健康手当に１万円の年額支出をしている、これを上回るということは、ちょっと妥当性を欠くのではなかろうか、こんなこともございまして、今回のやむを得ない値上げの事情でお願いをするものでございます。

運営協議会も４回、５回にわたって大変真剣な審議をいただきました結果、若干の提言もいただきましたので、その提言に沿う意味で率におきましては５％、あるいは最高限度額におきましては、当初３３万円を考えておりましたが、３１万円に抑えた。若干のそれぞれの配慮をいたしております。したがいまして、それがまた及ぼします今後の影響というものも残るわけでございますが、今回はまだあわせて補正予算を議案といたしておりませんが、次の機会にある程度の見通しをもちまして、御審議をいただくことになるわけでございます。よろしくお願

いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　森田市長は、こういう公共料金を突然どかっと大幅に上げるのが大変お好きなようでありまして、先般も下水道の使用料金を一度に５０％も値上げするという暴挙に出られたわけです。

この国保税につきましても、それぞれの各市日野市も含めまして大変厳しい状況にあるというのはよくわかるんですが、昭和５８年の第４回定例会にも市長は、均等割で約６０％の値上げを提案しました。しかもその１年前には同じような値上げ案を、大増税案をこの議会に提案をしてきたわけです。幸い５７年の時点では、議会の私どもの力によって、この改悪案は葬り去ることができたわけでありますが、５８年の場合には、これが通ってしまったということで、今日に至っているわけです。そして、また今回、突然こうした大幅な国保税の大増税が市民の前に突然出されたわけであります。特に日野市の場合には、世帯数で１万4,０００世帯、被保険者数３万約2,０００名ということで、大体４分の１世帯の方がこの国保税のお世話になっているわけです。この値上げの今回の幅をやはり市民の方はどこまで承知しておられるかよくわかりませんが、大変驚く内容だと思います。国保税のこうした突然の値上げについて、やはりもう少し市民に対してＰＲを常々していく、そうした姿勢が私はあってもいいと思うんですが、そうした点の不足があったのではないかと思いますが、その点をまず一つお尋ねをいたします。

それから、今回所得割については、率が少し計算方法が変わりました。御承知のように保険税は、所得金額や固定資産税、また世帯及びその家族の数によって、合計額が計算をされて算出をされるわけですが、現在の日野市の課税方式、これが果たして理想的なものなのかどうか。今後この方式を長く続けていくおつもりなのかどうか、そういった点をお尋ねをいたします。なお、理想的な望ましい課税方式というものはどういうものなのか。現在の日野市の課税方式がもしそうであれば、その点つけ加えてお尋ねをいたします。

それから、もう１点、今回のアップ率ですが、先ほど市民部長のお話では、２5.１％ですか、とおっしゃったんですが、これ２４万円が最高限度額ですが、３１万円に上がるということで、最高限度額については２５以上なんです。それから、均等割を見ますと3,２４０円が一挙に7,６８０円ということで、これは倍以上になっていますから、２5.１％というのは、どこから――調定額の見直し、これはアップ率はどうやった計算によるものか、もう一度私お尋ねをいたします。

それから、市長にもう一度重複するかもわかりませんが、御回答をお願いしたいんですが、国保税の赤字については、一般会計からの補てんと国保税の値上げという二つの方法、いずれかによってしか対応することができないわけです。一般財源からの補てんについては、一つのめどを１万円ぐらいということもおっしゃったんですが、この一般財源からの繰り出しと保険税の値上げというものをどちらに比重を置いて考えておられるのか、その点市長にお尋ねをいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは私からお答えを申し上げます。

まずＰＲの不足ではなかろうかというお話でございますけれども、過日でございますけれども、広報をもちまして、国保財政の状況というようなことで、かなり大きな紙面を割いていただきまして、一応市民の方にはＰＲはさせていただいたという経緯もございます。なお、さらに今後はもう少し頻度を高くしてＰＲをさせていただきたい、とかように考えておる次第でございます。

それから、国保税の課税方式がどうなのか、という御質問でございますけれども、これにつきましては、現在四方式でございます。それで、全国一応調べますと、９５％が日野と同じ課税方式を採用しておるわけでございまして、この方式が、全国的に習慣としてされているということでございます。それから、傾向としては、仮に三方式というような傾向も若干出ております。と申しますのは、平等割を均等割の方へ持っていこうとか、というような考え方もあるようでございますけれども、現行全体的には９５％の市町村が、日野と同じ方式をとっておるということでございます。

それから、税の２５％の増でございます。これは調定額はもちろんでございますけれども、全体の税率ということで、全部あわせまして２5.１％と計算上こうなるわけでございます。この国保の税の値上げ率を計算するのは、どこも各市同じ共通のやり方でございまして、全部の税率でパーセントを出すということでございますので、個々には出しておりませんので、全体で２5.１％、こういうことでございますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の３項目のお答えでございます。国民健康保険事業は、

国民皆保険の中の一つの中心となる法律に基づく制度だ、と理解をしております。考えようによっては、国の制度を自治体が委任をされている。したがって、これまでの支出の仕方の大きな割合で申しますと、国が４０％、それから保険税が３０％、本人医療費の負担が３０％、こういう形で賄われていたわけであります。それが今回は国の負担が３０.８％にまで減額をされた。これは老人保健法とのかかわりもあるわけではありますが、一方、被用者保険をそれに入れて健全化ができるかのごとく期待をされていたわけでありますが、そのことが予想外だった、ということも一つの理由にされております。

いずれにいたしましても、国の財政逼迫がもたらした影響でありますから、自治体が持つか、被保険者が当然自分のこととして負担をするか、自治体が経営といいますか、この事業を行っている限り、そういう解決策しか残らなくなってまいります。本来はこれは一つの特別会計の事業でありますから、税負担によって運営ができるということが大原則でなければなりません。そこに若干の政策を加えるという部分が、市の一般会計の繰り出し分に相当するわけであります。その限度をどこに置くかというのが、いろいろと論議をいただいておるわけでありますが、財政のいいときには5,０００円で終わった。１万円を限度にしたいと考えてもそれが持てなくなってしまって、あるいは１万5,０００円になりかねないという状況でありますから、できるだけ１万円の線に抑えたい、という考え方で今回の課税のことを、改正という形でお願いをしておるわけであります。その１万円も適正かどうかということは、私は今後の財政課題にもかかわってまいりますので、やはり原則は独立会計の本来的な健全化を求心力の中心にしていくべきだ、と考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　今回のような国保税の大増税が行われますと、徴収率が果たして現在日野市は２６市中でも上位の方でございます。収入歩合はいいわけですね。しかし、これだけ一度に大幅な税金の値上げがありますと、現在でさえ苦労しておられる徴収事務がかなり努力をされて上がるものだと思いますが、果たしてこの徴収率が維持していけるのかどうか、ということをお尋ねをいたします。よく言われることですが、国保財政が大変だ、だから税率を上げる、増税をする。そうするとまた徴収率が下がってイタチごっこになる、ということが言われるわけです。今回、そうした懸念は全くないのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、現在この国保税を納めていない人が結構いるわけです。滞納額が１億6,３００万

かなり大きな額です。これを半分徴収したとしても、できれば値下げも場合によっては私は可能ではないかと思うんですが、この滞納処理について、こうした値上げを契機に、やはり値上げは、私はこの議会では多分通らないのではないかと思っておりますが、もし値上げが行われるということを当局が考えておられるなら、徴収率の向上ということも、滞納整理の改善ということも、当然考えておられると思うんですが、この１億6,０００万円以上の滞納の処理については、こうした値上げを提案される以上、何か特段の対応されるおつもりがあろうかと思うんです。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、市民部長お答えを申し上げます。

おっしゃるように、現年で６０年度の決算でございますけれども、収納率を申し上げますと、全部で８４.１７％ということでございまして、現年分で９１.８０、それから滞納で３８.２２％、６０年度の決算の状況でございます。これは前年度滞納につきましては、５９年度より若干でございますけれども徴収率が上がっております。そういうことで、今回に限りませんけれども、私ども職員一同滞納につきましては、これは国保税だけではございませんけれども、市民税の件につきましても、積極的にやっております。例えば日曜日でございますとか、あるいは夜の電話でお願いするとか、あるいは日曜日出勤して滞納整理に当たる、というようなことも精力的に行っておるわけでございます。

それで、この税改正の行われた後どのようにされるか、ということでございますけれども、これは私ももう先だっても課長ともよく相談したんですけれども、こういう場合には、やはり滞納を精力的に徴収しなければならないだろうということは、二人でよく話し合っています。そういうようなことで、今後は滞納整理に全力投球をしていきたい、あらゆる方法を使いまして、この滞納を少しでも整理していきたい、かように考えて決意は十分持っておるわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市民部長に大変懇切に御回答いただいたんですが、私がお聞きしました１点目の質問の具体的な回答が、今なかったような気がするんですが、つまり国保の財政が非常に逼迫をする、そうすると短絡的に増税ということをだれしも考えると思うんですが、そうした負担増を突然求めるというようなことが行われると、ただでさえ大変苦労して

今集めておられるこの保険税徴収率が落ちるのではないかということを懸念をして、お聞きしたわけですが、今回、市長でもいいですが、事務当局の方で、これだけの増税をやっても、徴収率は落とさないようにやれる、という一つのもくろみ、見通しがあって、提案なさったのかどうか、ということをお聞きしたんです。１点目の質問でございます。

○議長（黒川重憲君）　　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　　お答えいたします。

これはおっしゃるとおりです。もちろんそうでございますけれども、税を上げたからには、徴収が落ちるということでは困りますので、これは十分に私どもも注意いたしまして、積極的に税徴収を一生懸命やっていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　私どもの会派では、運営協議会も出ておりませんし、厚生委員もおりませんので、２点ばかり、今の質疑を通じて不明な点がありますので、お聞きをしたいと思います。

一つは、原則的なことになると思いますけれども、ことし２５.１％税全体の金額で上げて、さらに市長の答弁によりますと、また来年もというようなお話でありました。これは、こういう国保税、あるいは国保の会計が、なぜこういうふうに逼迫をしてきてしまったのか、市民の皆さん方には、市民の負担をこれだけさらに上げてくださいよ、というお願いをするに当たりましては、なぜ足らなくなっているのか。そこのところをもう少し市民の皆さんにわかってもらう必要があると思うので、質問するわけですけれども、市民部長の答弁ですと、医療費は、年額ですか、２５％上がっています、というお話がありました。それから、市長の方からは、先ほどそれぞれの費用分担の中で、今まで国が４０％、税３０％、本人負担３０％、こういうものが、いつの時点からかわかりませんけれども、国が３０.８％に下げましたという、１００の割合が国が４０から３０に下げました。さらにそういうことを聞きますと、私は、なぜ市民の皆さん方に負担を上げてもらうかということを考えますと、国が４０を３０に下げました。医療費が年率２５％も上がっています。したがって、国保財政がもたないので、国保に入っている人は平均といいますか、２５％余分に負担をしてください、というふうでよろしいのか、どうなのか。それで、その２５％ことし上げるということは、ことしだけのことでなくてまた来年もこれでは足らないからお願いするようになります、こういうふうに市民の皆さん方に説

明をすべきことなのかどうなのか。間違っていれば間違っていると、そのとおりならそのとおり、というふうに教えていただきたいと思います。

それから、あと１点は、これだけのその国保会計に対して、問題は市がどの程度一般会計の中から出していくか、ということだと思います。今までの論議を聞いておりましても、当初、数年前までは、１人5,０００円程度一般会計から補助しているのが妥当であろう、こういうお話でございました。私もことしの３月の一般会計の予算案のときにもお聞きをしたんですけれども、繰り出しが４億を超えていましたから、市長、これはどういうふうになっているんですか、というお尋ねをしたことがあるんですけれども、そういうことで、今市長の方からは、健康手当の１万円の上限ということで、１人当たりの一般財源からの補助を考えたらどうか、とりあえず、原則としては、特別会計ですから、そういうことをしないで済むのが一番望ましい、というお話がありました。とりあえず１万円だと、こういうお話があったんですけれども、じゃあ１万円で足りているのか、といいますと、先ほどの市民部長のお話ですと、ことしの繰出金は、私の記憶が間違っているのかもしれませんけれども、当初予算では、４億4,０００万程度一般会計から出していると思います。それで、これだけ２５％上げても8,０００万から１億円足りませんよ、したがって、先ほど市民部長は、４億7,０００万程度さらにことしはこれだけ上げてもらっても一般会計から補てんをお願いすることになります。こういうお話だったんですけれども、今市長のお話を聞いていますと、１万が上限だ。それで古賀さんの説明によれば、３万2,０００人だということになりますと、１万円が上限だと言いながら、上限ですと３億2,０００万ということになりますけれど、既にこの改定案の中でも、これが通ったとしても、４億7,０００万一般財源から出していただくんです、というお話ですから、これは市長の方の一万円というのは間違いじゃないかな、こういう感じがしているので、その辺のところを教えていただきたいと思います。

さらに、私は先ほど籏野議員さんからの質問の中で気になったんですけれども、市が国民健康保険の税の徴収額が少ないので、国の補助金が減らされている、こういうようなお話がありました。そのことについては、私も不勉強でよくわかりませんけれども、そういう事実がどうなっているかということで、今回この２５％を上げれば、そういう国の補助金ということで、ペナルティーがないのかどうなのか、もらえるべき補助金というのは、これだけ上げればもらえるのかどうなのか、その辺のところ、大綱的に三つになると思いますけれども、教えていた

だきたいと思います。（「都だよ」と呼ぶ者あり）都ですか、東京都ですか。

○議長（黒川重憲君）　　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　　それでは、市民部長お答えをいたします。

第１点目は、なぜ足らないのかということでございますけれども、これは、国保状況につきましては、これはまことに難しいんですけれども、いずれにしても、国保の会計につきましては、医療費が特に問題になってくるわけです。何としても、医療費の動向によりまして、この関係が出てくるということで、医療費が全く前年度に対しまして、伸びもほとんどない、あるいは減になったということになれば、こういう問題もないわけです。あくまでもくどいようですけれども、医療費の動向によりまして、収入あるいは支出が変わってくるわけでございまして、一概にどうこうということは言えないんですけれども、今までの医療費の伸びが、近年急激な伸びがあるということで、このようになったということでございまして、国保の補助金が下げられたということは、以前から申し上げておりますように、国保の退職者医療制度というものが導入されまして、この関係の見込み違いというようなことであったわけです。

それで、先ほどから申し上げております４０％の補助率が給付費の３８.５％と大幅に下げられたというようなことで、国保の補助金が大分減ってきたというようなことも原因の一つということ。それから、一般会計からどのくらい出したらいいのかという先ほどの論議でございますけれども、１万円と申し上げますのは、一つの目安ということで、ことしそれでは１万円以上になっているのではないかということでございますけれども、確かにそういうことが言えると思います。私の方で実は試算をしたわけですけれども、仮に一般会計から１万円を１人当たり出していただくということになりますと、４５％近く４３％ですか、ぐらいのアップ率でございませんと、１万円に追いつかない、というようなことがございますので、これはもうとても４５％までということはできませんので、試算としては、１万円で抑えますと４５％ぐらいの税率アップ、ということになるわけでございます。これがそういうことでございます。

それから、東京都の補助金の減額ということでございますけれども、これは東京都の考え方といたしましては、東京都２３区を対象にしているわけでございます。２３区が例えば限度額が３５万円ということでございまして、日野市が現行２４万円ということでございますので、相当な開きがある、このようなことから、調整補助金に対して、税徴収の低いところに対しては、調整をするというようなことで、年々そういう考え方で調整をされてきた、ということで

ございまして、国ではございません。東京都の関係を先ほど多分申し上げたと思います。そういうことで、市のいわゆる税の徴収が東京都と比較いたしまして、東京都２３区ですかあるいはほかの市と比較いたしまして、比較的低いところについては、それなりの計算方式をもちまして、ペナルティーと申しますか、調整をかけてくるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　私は、市民に説明をする段階での話をしていますものですから、簡単にお聞きをしているんです。市民部長、丁寧に言葉を選ばれているんですけれども、まず１点目の、なぜ国保財政がこれだけピンチなんですか、と言ったときに、医療費が上がっているんですよ、上がっているんですよ、とずっと前段言っておいて、最後にまた、国の負担が減ったんです、こういうお話です。それは私が市民に言うときにどっちにウェイトをかければいいですか。医療費が上がっていますよというのと、医療費なんです、医療費なんです、とこう言われますけれども、最後にちょこっと国の負担を言った。その辺のところは、やっぱりはっきり市民の皆さん方へ、こうなんですと言いたいから教えてくれ、という質問をしているわけで、医療費だったら、先ほど２５％というんですけれども、それは年率でしたっけ、年率で医療費が２５％上がっていますよ、こういうふうに説明していいですね。

そこの点もう１回と、いま一つ、１万円というのに私もこだわるわけじゃないんですけれども、１人当たり１万円の一般会計からの持ち出しということを考えれば、今回の値上げも４５％ぐらい上げてもらわなければつじつまが合わないんです、というふうにおっしゃられましたけれど、そうすると、次の来年の話になりますけれども、この１万円ということと４５％じゃ合わないので、１万円に近づけるために、この税率を引き上げていきますよ、というふうにとれる。そういうふうに、来年はそんなような観点から、また国保税のアップを市民の皆さん方にお願いするようになりますよ、という説明をして間違いないんですね。それが２点目。

それから、都の補助金というので、私、不勉強ですからということでお聞きしたんですけれども、都の補助金だそうですけれども、それが今回引き上げればペナルティーなしなんですか、まだあるんですか、そこのところひとつ……。

○議長（黒川重憲君）　　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　　どうも説明が不十分で申しわけございませんでした。25

％伸びたというのは、４月分だけをとったんです。昨年の４月とことしの４月、同じ４月でこれだけ１年間で伸びました、というお話を申し上げました。

実際には年間１２％ぐらいだ、そういうことでございます。ただ、急激に伸びる月もこの辺にありますということで、御参考までに申し上げたということでございまして、必ずしも２４％が２５％が年間通して伸びる、ということではございませんので、ちょうど４月が何ですか、非常に高かったわけですから、それを申し上げた、ということでございます。

それから、１万円の繰り入れということでございますけれども、来年はどうなるか、ということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、あくまでも医療費の関係がございますので、医療費が極端な伸びということになればまた別です。あるいは医療費がそれほど伸びない、ということになればまた別です。

こういうことで、一概に今の段階でどのくらいということが申し上げられませんけれども、先ほど市長が申し上げましたように、こういう状況ですと、毎年若干ずつでも値上げもさせていただく、ということになろうかと私は思っております。このままの状態で来年大丈夫かということは確信を持って申し上げることができませんので、そのように御理解を賜りたいと思います。

それから、最後の３点目の都の補助金の関係でございますけれども、これを上げれば全額都のペナルティーがないのか、ということでございますけれども、例えば限度額を申し上げましても、東京都の限度額が３５万円でございますので、それを基準に計算をされるということでございますので、これをお認めいただくと３１万円、さらにまだ４万円の差がございます。こえらを算定方式で若干のまだ調整をされるであろう、というふうに考えております。過日、私は課長とともに東京都へ行ってまいりまして、この点の確認をしたわけでございますけれども、東京都といたしましても、６１年度の補助金の算定方式というものをまだ決めておらないということで、正確な補助金の割合というのは出てきませんけれども、東京都の２３区並みでない場合には、各市とも若干の減額はされるであろうということで、これは若干というのはどの程度かわかりませんけれども、満額これでいただける、ということではどうもないようでございます。よろしいですか。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、今、市民部長の方から答弁なかったんですけれども、１万円ということと、これからの税負担のあり方という

ことは、かなり密接に考えられますか、それともその１万円というのは、それほど重視をしていないというか、その辺のところの考えをちょっとお聞きをしたい。それでありませんと、今市民部長は来年のことはわからないと言いましたけれども、１万円ということが、かなりウェートを持ったことであるとすれば、来年も、医療費が上がらなくても、１万円に近づけるために、保険税の引き上げということは考えられるんです。そういうことを考えますと、１万円ということが、かなりウェートとして高い。これからのその保険税の市民の負担ということも、それによってかなり計算もできてきますので、その辺の御見解をお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国民健康保険が国民皆保険の中の広範な意味を持つ、ということは申し上げました。一般の勤労者の方々も、社保とか、健保とかということで、相当な額の税負担といいますか、負担をされておるわけでありますから、それと比較して、国民健康保険は階層的には所得の少ない方々が比較的多い、ということでの施策、それが一般会計からの繰り出しが許されるといいますか、認められる、こういう関係だと御理解をお願いをしておきたいと思うんです。そして、また入る側と出る側、出る側というのは、これは医療費の支払いでありますから、全く医療費見合いとの関係で、バランスがとれるのかとれないのか、ということが、その収入側に対する一つの条件といいましょうか、そういうことになってくるわけであります。

それで、仮に被保険者の方々も国保の仕組みをよく御理解いただいて、自分の健康管理に努めてもらって、つまり医療費払いが少なくなる、ということになれば、これは一番理想なわけでありまして、今、医療費が高くなっているというのは、つまり医療に支払う分が高くなっているということは、これは高度医療でありますとか、あるいは高度な検査料でありますとか、そういうことが進んできておりますから、やっぱりそういう意味で、年々医療費全体は高くなっていく。そうすると、負担をする側の税負担、これは当然高くなっていく関係が生れてくるわけでありまして、全市民の税を値上げするということではなくて、国保事業に不足するから、税負担をお願いをいたします。それから、一般会計からのお見舞いもいたします。一種の手当という１人ひとりに考えれば、１万円というのは一つの例で先ほど申しましたが、老人の健康手当に１万円差し上げてある。それ以上国保に差し上げるなんていうことはちょっと矛盾するのではないか、ということで、１万円あたりが限度じゃないでしょうか、というふうに申し上

げておるわけであります。

しかし、現実にはことしでも既に１万二、三千円 に予算上なっておるわけであります。それから、このまま放置すれば、３万円近くなりかねない、こういう状況にもあるわけであります。したがって、目安である１万円をなるべく目途にしたい、こういうことでございまして、来年、じゃあ仮に値上げをしても、１万円を限度に抑え込む、というふうなことでものを考えてはいけない、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７５号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時２６分休憩

午後　４時４８分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　４時４９分休憩

午後１０時２４分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第７５号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　本日行われました厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第７５号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これは条例の５条、１０条、１１条、１３条、１７条の国民健康保険税の料金の改定でございます。

質疑の主なものを御紹介申し上げますと、収入見込み、また収納率はどうかということ、これに対しましては、都の指導は９２％だけれども、日野市は今９１％で、なるべく９２％に持っていきたい、そういう報告がございました。

また、この今回臨時議会で出されましたけれども、こういうことについては当初予算、予算編成のときからこの不足額はわかっているはずだから、そのときから見通しを持ってやるべきではなかったか、というこういう質問もございました。こういうことで、これは各委員からかなり強調された点でございます。そして、早く審議会などを開いて、そこで十分この対策について手を打った方がよかったのではないか。あるいはまた広報などを通じてもっと市民にＰＲをすべきではないか、というこういう質問もされまして、これに対しても市の方から対応していきたい、こういう答えも起きております。それから、退職金医療制度にどれくらいの見込み違いがあったのか、ということに対しましても、日野市の中では、約3,０００人、金額的には約7,７００万ほど市の方が持ち出した、というこういう答弁もございました。

まとめに入りまして、皆様から御意見が出されたことにつきましては、この審議会からいろいろ答申も出されましたが、もっと市長会として、国や都への働きかけをやっていただきたい。これは多くの委員の方の要望、意見でございました。そして、またこの運動は、日野市だけでなくて、南多摩、あるいはまたほかの団体との連携、そういうところとも意見を合わせながら、

この運動、各団体への呼びかけをもっと強力にやっていった方がよいのではないか。そして、また国、都への補助率をこれ以上、下げないように現状のまま保てるようなそういうことも努力していくように申し入れた方がよいのではないか、こういう意見などが出されました。

委員会の中では、いろいろと資料も提出されまして、森田喜美男市長の出席要請もございましたので、市長にいろいろな質問などもいたしまして、慎重審議を行った結果、全会一致異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。そして、その中で、委員会として意見書を提出することが決められまして、後ほど皆様のところにお諮りしたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　簡単にお聞きをいたします。

今委員長報告の中でも触れておられましたが、今回の条例改正、これほどの大幅な増税でありますので、やはり当初予算編成の段階で、市長の方では当然いろいろな見積もりはおつくりになっていたと思いますので、議会に対して提出をしてくるというのが順序ではなかったろうか、と思うわけです。

今、委員長のお話の中では、なぜこの７月の臨時議会になったか、という具体的なお話はなかったんですが、そういう質問に対して、いわば暫定予算のような形で当初予算がスタートをしていた、ということでありますので、なぜそういう形のスタートを切ったかということで、もう少し詳しくもし答弁があったのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、私は大変不思議に思うことがあるんですが、今回の衆参の同日選挙のときも、私の所属しております自由民主党に対して、非常に各他の政党から、自民党が過半数を占めるようなことがあれば、大増税の時代がやってくるのだ、ということが盛んに言われました。国政のレベルではこの件については一応選挙で国民は冷静な判断をくだしたということで、決着がついたわけですが、この日野市という自治体では、そういった大増税を口汚く批判をしていた政党が、この増税については一言も批判をしない、ということであります。大変これは私は不思議であります。

そこで、委員会の中で、日本共産党に限ってお聞きをいたしますが、委員長も共産党の方だと思いますが、他の共産党の委員の方は、今回の大増税について、心からなる賛成をされたのかどうか、先ほど全会一致の賛成だ、ということでございましたが、委員会の中での質疑、また

意見は、どのような具体的に意見が述べられたのか、質疑があったかということをお聞かせをいただきたいと思います。以上２点お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　それでは答弁申し上げます。

市長の方からは、いろいろとなぜ今回上げなければならないか、という理由などが述べられました。医療費の支出の問題だとか、あるいは途中で補正しなくて、本来だったら当初予算で組むべきだったんだけれども、いろいろとことしの２月の市長選挙、また国政選挙など、いろいろとあったので、そういう点も考慮した、ということなどもございました。なるべくだったら抑えたい、ということもございましたけれど、いろいろ配慮の上で、今回の臨時議会に出した、という答弁がございました。また、もし詳しくお聞きしたいようでしたら、市長の方からもう一度お尋ねしていただきたいと思います。

２点目の点につきましては、共産党の方からは、退職金医療制度はどれくらいの見込み違いがあるのか、というそういう質問がありまして、それに対する市の方からの答弁もございました。そして、また意見としては、増税分、今回２億７,６００万増税になるわけですけれども、本当は国がもとのように４５％ほど出していればこういうことがなかったので、ということで、市民に対して増税を望むものではないけれども、やむを得ず国に対するこれからの運動、また負担金をふやす運動などをみんなと一緒にやったり、あるいはまた意見書を提出していく、こういうことを条件にして賛成いたしました。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長にちょっと確認をしておきたいと思うんですが、今回の増税の諮問を運営協議会にされたのが４月２５日、そして答申が出されたのが７月１５日です。で、７月１５日の答申から今議会までほとんど間がないわけです。答申を受けてすぐに議会に対して臨時議会を求め、提案をしたということであります。この性急におやりになった理由というのはいろいろあろうかと思うんですが、やはりどこかに無理が感じられるわけです。

当初この６１年度の予算編成のときに、きちっと議会に対してある程度のそうした国保財政の危機を踏まえての提案というものがなされていれば、答申からすぐに議会に対しても機械的に諮るということは避けられたのではないかと思います。つまり、市民の前に突然この増税を求めるというこうした異常な運び方は、しなくてもよかったのではないかと思いますが、市長か

らその点もう一度、当初予算の段階でのこの国保財政についての考え方、どのようなものがおありだったか、その点をお尋ねをいたします。

それから、今、共産党のお立場の主張をお聞きしたんですが、日野の日本共産党の議員の方は、他の地域で活動している議員の人や、中央の国会議員とはちょっと違う考え方をしておられるのではないかと思います。

私が、日本共産党中央委員会が発行しています「暮らしと政治」という本の７月号を見ましたら、中曾根政治はけしからん、という特集が組まれておりまして、その中に国保のことがいろいろ書かれております。これは共産党の衆議院議員経塚幸夫という人が原稿を書いております。しゃべったことを編集部で文章にしたものです。この中にいろいろ保険税の厳しい状況が述べられておりまして、住民の側にすれば耐えがたいぎりぎりまで来ている。つまり、もうこれ以上増税には耐えられない。保険税の負担には耐えられないところに住民は来ている、ということが書かれております。それから、全国的に保険料の引き上げは絶対許さない、国が責任をとれ、と自治体ぐるみで運動を起こしていくべきだし、それができるチャンスだと思います、また、それ以外に打開の道はないのです、こう書かれているんです。つまり、もう市民に負担を求めることは限界に来ているし、保険料の引き上げは絶対に許さない、こう書かれているんですが、日野の共産党の議員の方は、中央のこうした指示には従っておられないのかどうか、委員長がたまたま委員長として厚生委員会を仕切っておられますので、その点参考までにお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私に対する質問の部分についてお答えをいたしておきます。

５９年に国保税の実質的には値上げ改正を行いました。そうして、比較的５９年の年は、その範囲で国保財政は成り立ったように記憶しておるわけでありますが、６０年になりまして、また制度改正が一層影響する現象が出たことは、御承知のとおりであります。つまり、見込み違いということで一口に言われておるわけでありますが、退職者団体の見込み違いということも非常に大きかった、こういうことであります。そして、６０年は御承知のとおり、４月には市長選挙がありました。それから、もう年度半ばにして市議選のいろいろな状況が生れたこともこれは御承知のとおりであります。

したがって、運営協議会には、あるいは議会にも、決算委員等で値上げの必然性は避けられない、ということは申し上げてきたとおりであります。運営委員会を開くのは９月ごろに開いておけば、あるいは間に合うという状況はあったかもしれませんけれども、既に日野市の場合は、そういう政治情勢があったわけでありますから、やはりその状況は、いろいろなその議論も呼ぶきっかけにもなりますので、我々としては、極力そのような状態は避けたいという考えで、そして選挙が終わり、当初予算にはまだ運営委員会にはお諮りをしていない、こういうような状況で、ことしのこの６月議会も同様でございます。そのあたりのところはもう議会の方々の御判断もあるところでございますので、何か唐突に非常なそのあるいは配慮に乏しいことであった、というふうには思われないことだ、このように思っていただけないものか、というふうに申し上げたいと思います。

その異常とも言われるその高い率の税改正をするというその一番もとは、やはり国の財政の影響によるところでございますから、そのことは正しく市民にもお伝えをしていこう、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　私は、委員会の報告を委員長として述べさせていただいておりますので、私は答える必要はないと思いますので、御了承をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　多くの議員の方も、委員長の味方のようでありますので、これ以上申し上げないんですが、やはり急激な負担増を、突然被保険者に求るべきではないと思います。ですから、絶えずこうした受益者にある程度負担を求めていかなければならないこうした制度については、絶えず見直しを行い、適切な提案の仕方をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。共産党云々ということは、党の指示に従わない方もやはり共産党にもおられるんだな、ということがわかりましたので、これで質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７５号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議員提出議案第５号、国民健康保険事業の財政健全化についての意見書が提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議員提出議案第５号、国民健康保険事業の財政健全化についての意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　それでは、議員提出議案第５号、国民健康保険事業の財政健全化についての意見書は、皆様方のお手元にお配りしてあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し、（「議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ちょっと私文章を見まして、提出者に確認をしたいことがありますので、ちょっとお時間をいただきたいと思いますが「日野市においても、国保税の改正の遅れにより、一般会計からの繰出し金は」となっておりますが、国民健康保険の特別会計の予算書を見ますと、一般会計からのものは繰入金なんですね。繰出し金ではなくて、繰入金ではないかと思うんですが、その点はもし間違っていますと、日野市議会の名前で出すものですので、予算書のとおりなさった方が私はいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　提案者といたしましては、このとおりで進めていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　提案者がそういうふうにおっしゃっておりますので、私は、

この意見書についてはもちろん異議ないんですが、せっかくつくって出すものですから、用語は適切でなければならないと思いますので、私は繰入金とすべきだと思います。その点私の意見として申し上げておきます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第５号、国民健康保険事業の財政健全化についての意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和６１年第２回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後１０時４５分閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会議長	黒	川	重　憲
署名議員	福	島	盛之助
署名議員	福	島	敏　雄